

# 特定非営利活動法人 アニマルセラピー協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アニマルセラピー協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は事務所を茨城県稲敷郡阿見町南平台1丁目15番地4に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、障害者、高齢者、不登校児、嗜癖問題者やその家族に対する、動物介在活動、動物介在療法などに関する事業を行い、それらに関わる人々の社会参加、社会復帰ならびに自立を支援するとともに、これらの事業に貢献する動物たちの福祉および愛護に関わる事業を行うことによって、心豊かな社会生活の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 障害者、高齢者、不登校児、嗜癖問題者、およびその家族を対象とした動物介在活動、動物介在療法および動物介在療育・教育の実践、アニマルセラピストの育成・指導
- (2) 動物介在活動、動物介在療法および動物介在療育・教育の調査・研究および広報啓発活動
- (3) セラピー・ドッグの育成・訓練および指導者の育成
- (4) アニマルセラピストおよびセラピードッグの認定
- (5) 動物の福祉および愛護に関わる活動

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、スタッフ会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) スタッフ会員 この会の目的に賛同して入会し、会の運営及び活動に参画する個人または団体
- (2) セラピー会員 この会員の目的に賛同して入会し、会に参加する個人または団体
- (3) 賛助会員 この会の目的に賛同して入会し、会の運営及び資金上の援助をする個人または団体

### (資格)

第7条 スタッフ会員の入会については、特に条件を定めない。

(2)セラピー会員は3歳以上とする。

### (入会)

第8条 スタッフ会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申し込み書により理事長に申し込むものとし、理事長はそのものが前条各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、その正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第9条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又はスタッフ会員である団体が解散したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

### (除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総スタッフ会員の4分の3以上の議決に

よりこれを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により除名しようとする会員には、その除名の議決を行う総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員および事務局

(種別および選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。また必要な場合は1人を副理事長とする。

3 役員は総会において選出する

4 理事長、副理事長は理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、会務を総括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の召集を請求すること。

(任期)

第16条 役員は任期は2年とする。ただし役員は、再任されることができる。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が再任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、第14条第1項に定める最少の役員数を欠く場合には後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 補欠または増員により選出された役員は前任者または他の現任者の残任期間とする。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 第12条第2項の規定は前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第12条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。

#### 第4章 会議

(種類)

第21条 この法人の会議は、総会および理事会の2種類とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会はスタッフ会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算の決定ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動計算の承認
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第42条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) 規程の制定および改廃
- (11) その他のこの法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) スタッフ会員の5分の1以上または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事からの招集があったとき。

3 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の定数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の請求があったとき、その請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号および第3号の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、スタッフ会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を示して、会議の日の5日前までに文章をもって通知しなければならない。

4 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を示して、会議の日の30日前までに文章をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席したスタッフ会員および理事のうちから選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 会議はその会議を構成するスタッフ会員又は理事の定数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席スタッフ会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は一般会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面および電磁的記

録により同意の意思表示を示したときには、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各スタッフ会員および理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できないスタッフ会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面および電磁的記録をもって表決し、又は他のスタッフ会員若しくは他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、その会議に出席したものとみなす。

3 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有するスタッフ会員又は理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) スタッフ会員の現在数または理事の定数および現在数
- (3) 会議に出席したスタッフ会員または理事の氏名(書面表決および表決委任者を含む)
- (4) 議事事項
- (5) 議事の経過および要領並びに発言者要旨

2 議事録には、議長および出席したスタッフ会員または理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、スタッフ会員全員が書面および電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係わる事業に関する資産および収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第33条 資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、これに分けて、非営利活動に係わる事業に関する会計および収益事業に関する会計の2種とする。

2 収益事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、事業年度開始前に総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第38条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第39条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日において始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更するときには、総会に出席したスタッフ会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合に、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更に伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、総一般会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において総スタッフ会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

第7章 公告の方法

第47条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第8章 雑則

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

これは定款に相違ない

令和5年5月22日

特定非営利活動法人アニマルセラピー協会  
理事 小田切 敬子